

2010年4月改定

会社役員賠償責任保険(D & O保険)のご案内

～Directors & Officers Liability Insurance～

日本興亜損害保険株式会社

あなたを全力で支える。



日本興亜損保



日本興亜損保が認定を受けています。

(C0002058) (LC10-0018) 2010年4月作成

はじめに



拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社

営業に関しましては平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、2006年5月施行の会社法では、機関設計の選択肢の拡大や組織再編行為の簡素化・柔軟化など規制緩和を目的とした制度の見直しが行われ、会社経営の自由度が向上する一方、内部統制システムの構築をはじめとするコーポレート・ガバナンス強化のための改正が行われ、会社役員の権限と責任が拡大しています。

また近年は「主張する株主」の増加、企業経営の国際化や競争の激化に伴い、会社役員を取り巻く社会的環境は大きく変化しつつあります。

このような環境下での会社経営は、微妙な判断や難しい決断の連続であり、会社役員の方々の責任がますます重くなるとともに、損害賠償責任リスクは増大していると考えられます。

弊社では、会社役員に対して提起される訴訟に対応する商品として会社役員賠償責任保険(D&O保険)をご用意しております。ここにその概要をご案内申し上げますので、ご高覧ご検討の上、是非ともご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

目次

1. 会社法における役員の実務上の責任についてP.4
2. 株主代表訴訟係属件数の推移P.5
3. 海外における役員の実務上のリスクP.6
4. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)とはP.7
5. ご契約方法P.8
6. お引受条件の設定P.9~10
7. 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金P.11
8. 保険金をお支払いできない主な場合P.12~15
9. ご契約期間(保険期間)と保険金を支払う場合の関係P.16
10. 特約についてP.17~19
・信頼回復費用補償特約についてP.20
11. 想定される事故事例P.21~23
12. 保険料の税務処理P.24~25
13. ご契約までのフローP.26
おわりにP.27~28

1. 会社法における役員の実務上の責任について

会社に対する責任

- 任務懈怠(けたい)責任(会社法第423条)
- 忠実義務(会社法第355条)
- 競業および利益相反取引の責任(会社法第356条)

取締役は上記の責任・義務を課せられており、これらの責任・義務に違反したことにより会社に損害を与えた場合、会社に対して損害賠償責任を負います。

※監査役および会計参与も、取締役と同様に会社法上の役員となります。会社法上、監査役および会計参与はそれぞれ会社に対し次の責任を負います。

- ☞ 監査役は、取締役の職務遂行を監査する責任を負い、任務を怠ったときは会社に対して損害賠償責任を負います。(会社法第381条、423条)
- ☞ 会計参与は、計算書類の作成などその任務を怠り、会社に損害を与えたときは会社に対して損害賠償責任を負います。(会社法第423条)

第三者に対する責任

民法上の不法行為責任(民法第709条、715条)に加え、悪意または重過失により従業員、取引先などの第三者に損失を与えた場合、第三者に対して損害賠償責任を負います。(会社法第429条)

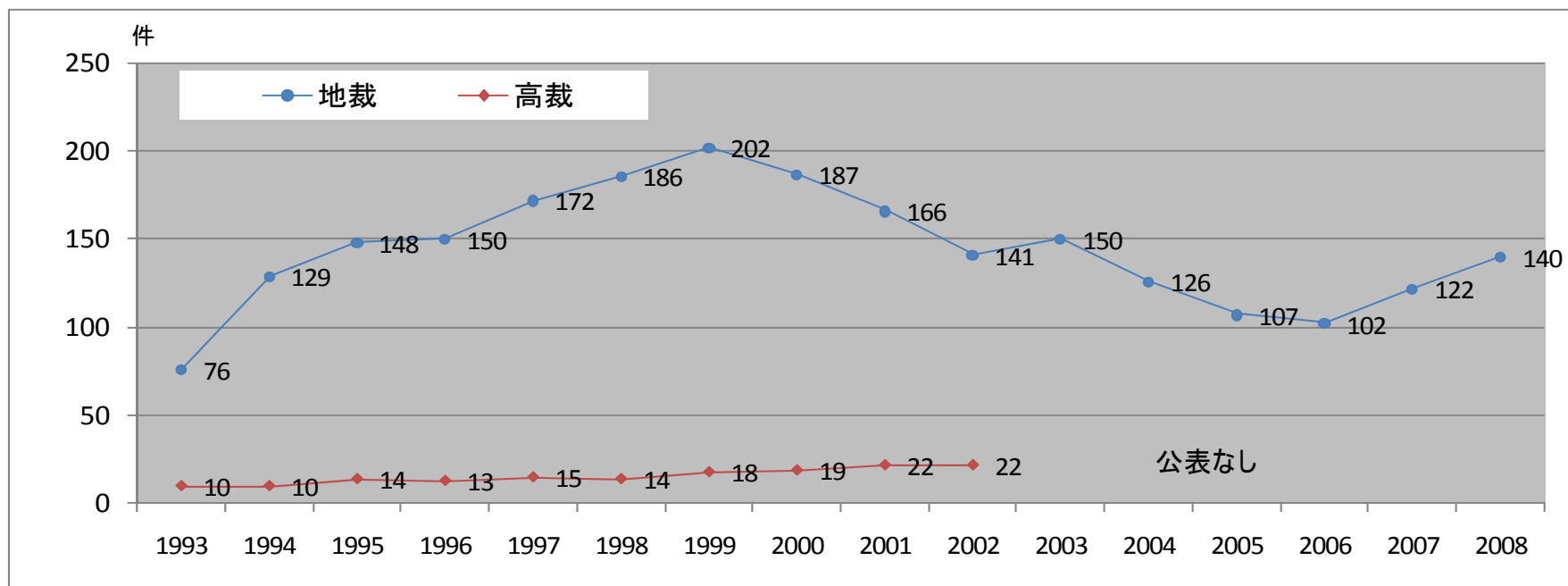
2. 株主代表訴訟係属件数の推移

わが国で株主代表訴訟制度が導入されたのは1950年ですが、1950年から1993年までの44年間に提起された株主代表訴訟の累計はわずか31件でした。

しかしながら、1993年に8,200円(2003年には13,000円に変更)という低額の手数料で株主代表訴訟を提起できるようになったことに伴い、下表のように株主代表訴訟の係属件数はそれまでと比べ増加しており、以降年間100件を超える水準で推移しています。

株主代表訴訟係属件数推移

出典: 商事法務 1869号



3. 海外における役員のリスク

米国における現状

- 米国での会社役員への損害賠償請求は株主、従業員、競合他社、顧客・取引先の順に多く発生しています。
- また主な訴訟形態としては、従業員からの損害賠償請求では不当解雇によるものが42%、株主からの損害賠償請求では情報開示書類の記載不備に関するものが37%と最も多くなっています。

出典：Towers Perrin社 2007年会社役員賠償調査レポート

主な訴訟例

- 【M&A】A社は他の会社に1株あたり23ドル、総額1億ドルで売却された。A社の少数株主が「A社売却の適正価格は1株あたり63ドル、総額2.8億ドルであり、株主は1株あたり40ドルの損害を被った」として、買収を承認したA社の役員に対して損害賠償の請求を行った。
- 【投資】B社はジャンク債に6.5億ドルの投資を行い、下半期で1.4億ドルもの損失を被った。この結果、B社の株価は9か月で1株あたり13.5ドルから2ドルに下がり、無配に転落した。B社の株主がこれにより損害を被ったとしてジャンク債への投資を承認した役員に対して損害賠償の請求を行った。

4. 会社役員賠償責任保険(D&O保険)とは

役員に対して提起される訴訟

株主代表訴訟

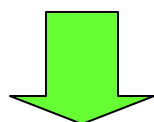
..... 会社が請求を起こさない場合に、株主が会社に代わって役員に対して起こす損害賠償請求

第三者訴訟

..... 取引先などの第三者が役員に対して起こす損害賠償請求

会社訴訟

..... 会社(取締役に対する請求の場合には監査役が会社を代表)が自社の役員に対して起こす損害賠償請求



会社役員賠償責任保険(D&O保険)とは

会社の役員がその業務を遂行するにあたり、過失により会社(株主)や第三者に経済的損失などを与えたとの理由で、損害賠償請求を受けた場合に、役員が個人として負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用(弁護士費用など)を保険金としてお支払いする保険です。
 なお、この保険では、上記「株主代表訴訟」と「第三者訴訟」を対象とし、会社訴訟は対象外となります。

5. ご契約方法

(1)ご契約者：貴社

(2)被保険者(*1)：保険証券記載の「会社」(*2)の全ての「役員」(*3)となります。

(*1)ご契約いただいたこの保険の補償を受けられる方をいいます。以下同じです。

(*2)貴社(記名法人)のほか、会社法上の子会社を任意に含めることができます。(記名子会社といいます。)

(*3)取締役、監査役および会計参与

- ・執行役員は会社法上の役員ではありませんが、貴社における執行役員の定義を明記していただくことにより被保険者に含めることも可能です。
- ・委員会設置会社の場合には、特約をセットすることにより執行役を被保険者に含めることも可能です。

◆ご留意点

①ご契約者は法人となりますので、一部の役員が個別にご加入いただくことはできません。

②次の方々も被保険者に含まれます。

- ・退任役員(初年度契約のご契約期間(保険期間)の初日より前に退任されている場合は除きます。)
- ・ご契約期間(保険期間)中に新たに選任された役員
- ・役員が亡くなられた場合には、相続人または相続財産法人(破産手続き開始がなされた場合は破産管財人)

6. お引受条件の設定

(1) ご契約金額(総填補(てんぽ)限度額)

1請求あたりとご契約期間(保険期間)中について同額で設定いただきます。

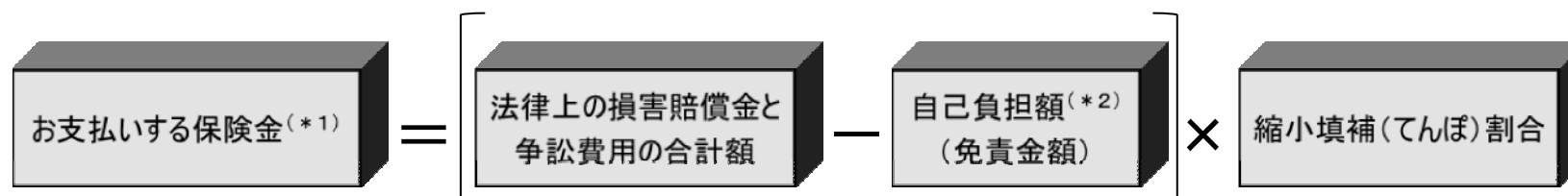
(2) 自己負担額(免責金額)

ご契約時に役員1名あたりと1請求あたりの自己負担額(免責金額)を設定いただきます。

(3) 縮小填補(てんぽ)割合

ご契約時に95%以下にて縮小填補(てんぽ)割合を設定いただきます。

<お支払いする保険金の算定方法>



(*1) ご契約時に設定いただいたご契約金額(総填補(てんぽ)限度額)が限度となります。

(*2) 自己負担額(免責金額)は、次の①または②のいずれか低い額が適用されます。

①「役員1名あたりの自己負担額(免責金額) × 損害賠償請求を受けた役員数」

②「1請求あたりの自己負担額(免責金額)」

<適用例> 役員1名あたり10万円と1請求あたり100万円の自己負担額(免責金額)が設定された契約で、保険金のお支払いの対象となる役員が15名いる場合、適用される自己負担額(免責金額)は100万円となります。

6. お引受条件の設定(つづき)

(4) 適用地域

通常は全世界となりますが、日本国内でなされた行為に起因して日本国内でなされた損害賠償請求に限定してお引き受けすることも可能です。

(5) 大株主の定義

会社の発行済株式^(*1)総数につき、保険証券記載の割合以上を直接であると間接であるとを問わず所有する者^(*2)を大株主^(*3)とします。

その割合は原則として5%で設定いただきます。

大株主からなされた損害賠償請求または株主代表訴訟であるか否かを問わず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求に対しては、保険金をお支払いできません。

(*1) 議決権のない株式を除きます。

(*2) 株主権行使の指示を与える権限を有する者を含みます。

(*3) 会社(記名法人および記名子会社をいいます。)が複数である場合には、会社(記名法人および記名子会社をいいます。)ごとに大株主に該当するか否かの割合の算出を行います。

7. 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、ご契約期間（保険期間）中に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2) お支払いする保険金

被保険者が負担される次の損害に対して保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償金（判決金額・和解金）（*）
- ② 争訟費用（訴訟、仲裁、調停または和解などにより生じた諸費用：弁護士費用、訴訟費用など）

*法律上の罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金の加重された部分、約定などによって加重された損害賠償金および税金は、お支払いの対象となりません。



8. 保険金をお支払いできない主な場合(1)

- 役員の行為の内容によるもの -

役員の行為の内容によるもの

次の(1)から(6)までの損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできません。

ただし、次の(1)から(6)までの事由または行為が、実際になされたまたはなされたと認められる場合にかぎり、保険金をお支払いしません。また、その適用については、被保険者ごとに個別に行われます。

- (1) 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成などによって刑を科せられなかった行為を含みます。)に起因する損害賠償請求
- (3) 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (4) 被保険者に報酬または賞与などが違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- (5) 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債などの売買などを行ったことに起因する損害賠償請求
- (6) 次の①または②の者に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
 - ① 政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員など(これらの者の代理人、代表者または家族およびこれらの者と関係のある団体などを含みます。)
 - ② 利益を供与することが違法とされるその他の者

など

8. 保険金をお支払いできない主な場合(2)

-ご契約期間(保険期間)との関係によるもの-



ご契約期間(保険期間)との関係によるもの(P.16をご覧ください。)

次の(1)から(4)までの損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできません。

なお、次の(1)から(4)までの事由または行為が、実際になされたまたはなされたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、保険金をお支払いしません。

(1) 遡及日^(注)より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求

(2) 遡及日^(注)より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられていた事実と同一または関連する事実^(注)に起因する損害賠償請求

(注) 保険証券の初年度保険契約開始日欄に記載の日をいいます。

(3) この保険契約のご契約期間(保険期間)の初日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

(4) この保険契約のご契約期間(保険期間)の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 など

8. 保険金をお支払いできない主な場合(3)

-その他-



その他（他の保険との関係など）

次の(1)から(4)までの損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできません。

なお、次の(1)から(4)までの事由または行為が、実際になされたまたはなされたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、保険金をお支払いしません。

(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の①または②の事由に起因する損害賠償請求

① 汚染物質の排出、流出、溢出(いっしゅつ)、漏出(ろうしゅつ)またはそれらが発生するおそれがある状態

② 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出(ろうしゅつ)などの防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

※汚染物質とは固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた有害な物質または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物などを含みます。なお、廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(2) 直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求

※核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいいます。なお、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(3) 次の①から③までに掲げるものに対する損害賠償請求

① 身体の障害(疾病または死亡を含みます。)または精神的苦痛

② 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難(これらに起因するその財物が使用できないことによる損害を含みます。)

③ 口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為に起因する人格権侵害

(4) 記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名法人が直接であると他の子会社を通して間接であるとを問わず、その記名子会社の発行済株式(議決権のない株式を除きます。)総数の50%を超える株式を所有していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求

など

8. 保険金をお支払いできない主な場合(4)

-その他-

その他（他の被保険者が関与したものなど）

次の(1)または(2)の損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできません。

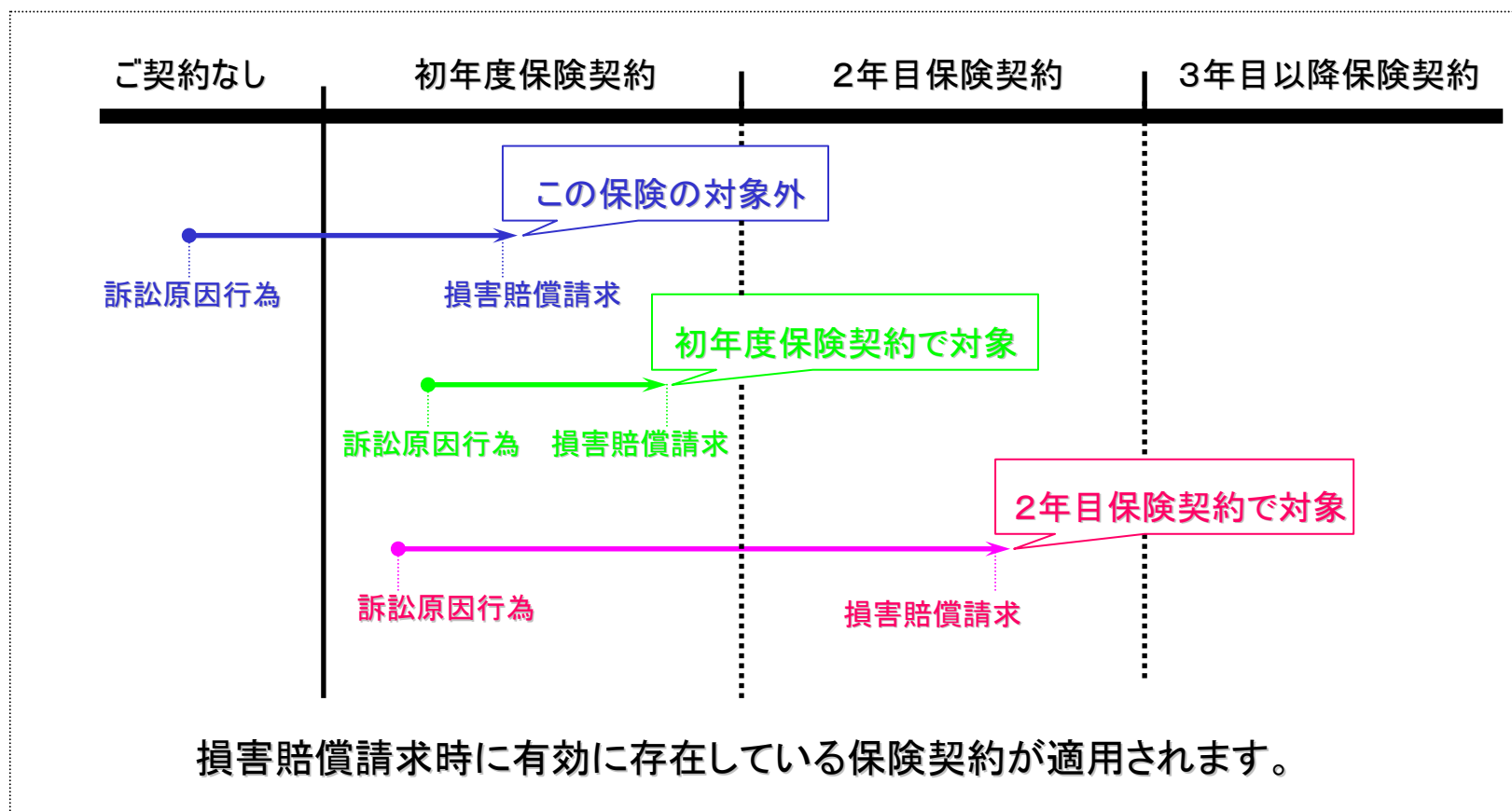
- (1) 他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、ならびに株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求
- (2) 大株主からなされた損害賠償請求、または株主代表訴訟であるか否かを問わず、大株主が関与して、会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求 など

次の(1)または(2)の損害に対しては保険金をお支払いできません。

- (1) 被保険者に対して株主代表訴訟などによる損害賠償請求がなされ、その結果、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害
→【株主代表訴訟補償特約(詳細はP.17をご覧ください。)】をセットすることで補償されます。
- (2) ご契約期間(保険期間)中に次の①または②に定める取引(以下「取引」といいます。)が行われた場合には、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害
 - ① 記名法人が第三者と合併することまたは記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
 - ② 第三者が記名法人の発行済株式(議決権のない株式を除きます。)総数の50%を超える株式を取得すること。※被保険者が、上記に規定する取引が行われた事実を遅滞なく取扱代理店または日本興亜損保に対して書面により通知し、日本興亜損保が承認した場合は、お支払いの対象とすることができます。 など

9. ご契約期間（保険期間）と保険金を支払う場合の関係

保険契約の適用について



10. 特約について(1)－自動的にセットされる特約－

原則として、次の①から⑥までの特約が自動的にセットされます。

①株主代表訴訟補償特約

株主代表訴訟などにより被保険者が会社に対して責任を負担する場合を補償するものです。

※ 株主代表訴訟などにより被保険者が敗訴し、会社に対する損害賠償責任が認められた場合に被保険者が被る損害については、普通保険約款においては保険金をお支払いできないことを規定し(P. 15をご覧ください。)、株主代表訴訟補償特約において保険金をお支払いすることを規定しています。これは、その損害を補償する部分の保険料を会社が負担することについて、会社法上の問題(利益相反取引)が生じる可能性があるためであり、この問題を解決するために、この損害を補償する株主代表訴訟補償特約の特約保険料については、被保険者個人が負担することとしています。

②填補(てんぼ)損害拡張補償特約

文書作成費用、提訴請求時からの争訟費用を補償するものです。

③免責金額に関する特約

自己負担額(免責金額)の適用方法を規定するものです。

④保険の付保・維持の過誤に関する不担保特約

保険の手配・維持の過誤に起因する損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできないことを規定するものです。

⑤補助参加費用補償特約

株主代表訴訟が提起された後に、会社が被告役員側に補助参加する場合に、会社が負担する争訟費用を補償するものです。(支払限度額＝ご契約金額(総填補(てんぼ)限度額)の5%を限度にご契約金額(保険金額)の外枠でお支払いします。)

⑥提訴請求対応費用補償特約

株主から提訴の請求がなされた場合において、会社がその調査を行うための費用または不提訴理由を通知するための費用を補償するものです。

10. 特約について(2) — 保険適用地域に北米を含む場合に自動的にセットされる特約 —

< 保険適用地域に北米を含む場合にはP.17の①から⑥までの特約に加え次の⑦から⑨までの特約がセットされます。 >

⑦米国従業員退職基金保証法に関する不担保特約(ERISA免責)

米国の従業員退職基金保証法違反に起因する損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできないことを規定するものです。

⑧米国証券取引法に関する不担保特約(SEC免責)

米国証券取引法違反に起因する損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできないことを規定するものです。

⑨米国組織犯罪取締法に関する不担保特約(RICO免責)

米国の組織犯罪取締法違反に起因する損害賠償請求に対しては保険金をお支払いできないことを規定するものです。



10. 特約について(3)－その他の特約－

<ご要望に応じ、次の特約をセットすることも可能です。>

①会社補償特約

会社が法律や定款などに基づいて適法に役員損害の補償を行う場合、それにより会社に生じた損失を補償するものです。(米国に所在する子会社を記名子会社としてこの保険を契約する場合に、セットすることができます。)

②被保険者追加特約

執行役員定義を行うものです。

③委員会設置会社特約

委員会設置会社の場合に、執行役を被保険者に含めることを規定するものです。

④証券適用地域に関する特約(日本国内)

日本国内でなされた行為に起因して日本国内でなされた損害賠償請求に起因する損害にかぎり補償することを規定するものです。

⑤信頼回復費用補償特約(詳細はP.20をご覧ください。)

会社が株主代表訴訟終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築などを示すことを目的として、広告活動を行うために会社が支出する費用を補償するものです。(支払限度額＝ご契約金額(総填補(てんぽ)限度額)または5,000万円のいずれか低い額)

⑥勝訴時縮小填補(てんぽ)割合不適用特約

役員勝訴の場合にかぎり、縮小填補(てんぽ)割合を「100%」とすることを規定するものです。

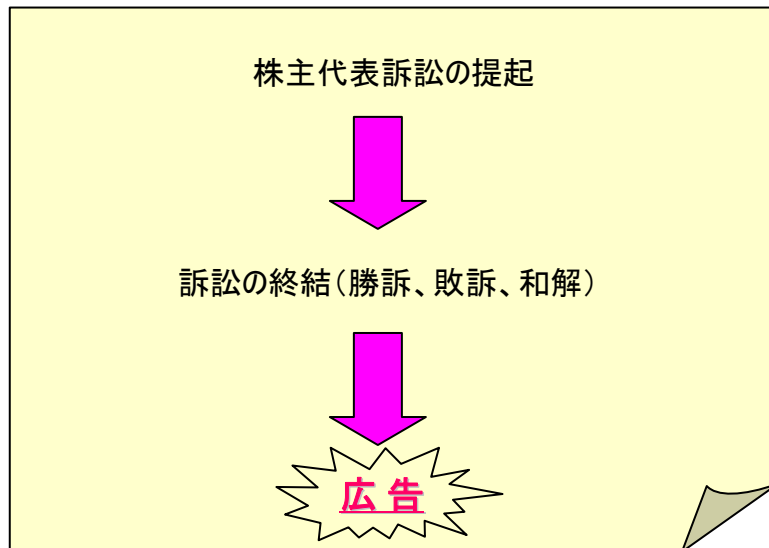
⑦勝訴時免責金額不適用特約

役員勝訴の場合にかぎり、自己負担額(免責金額)を「0円」とすることを規定するものです。

10. 特約について(4) –信頼回復費用補償特約について–

信頼回復費用補償特約

会社が株主代表訴訟終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築などを示すことを目的として、広告活動を行うために会社が支出する費用を補償するものです。



被保険者
貴社

支払限度額

ご契約金額(総填補(てんぽ)限度額)または5,000万円のいずれか低い額が限度(ご契約金額(総填補(てんぽ)限度額)の外枠でお支払いします。)

自己負担額(免責金額)、縮小填補(てんぽ)割合

自己負担額(免責金額)「0円」、縮小填補(てんぽ)割合「95%」

お支払いする保険金

広告費用

株主代表訴訟終結時に、企業の信頼回復または社内体制の再構築などを示すことを目的とする広告を新聞などに掲載するための費用(ただし、あらかじめ日本興亜損保の同意を得たものに限り。)

11. 想定される事故事例(1)－株主からの請求－

株主からの請求

①新規参入事業の失敗

新規事業に参入したが、見通しを誤り収支が悪化したのは経営計画の失敗であるとして、株主が過去、現在の経営陣を相手取り、会社の損失について損害賠償を求める代表訴訟を提起した。

②投資の失敗

外国為替の先物予約取引に失敗し、多額の含み損を抱えてしまった。財務部門が独断で内部規定に逸脱して、投機的な運用を行ったことが原因であるが、これを見逃した財務担当役員に対し、株主が代表訴訟を提起した。

③債権回収の不能

カントリーリスクの高い国にプラントを輸出したところ、政変により事実上代金が回収不能になってしまった。その損失が巨額で決算に重大な影響を与えるものであったため、プラント輸出を決裁した経営陣の責任は重いとして株主が代表訴訟を提起した。

11. 想定される事故事例(2)－従業員からの請求－

第三者（従業員）からの請求^(*)

①不当解雇

社員を勤務態度不良との理由で解雇したところ、その社員が解雇の理由は正当ではなく、本当の理由は上司の私的感情にあるとして、解雇の取消しを求め、同時に復職するまでの逸失賃金の賠償を求める訴えを取締役に対して提起した。

②性差別

管理職への昇進を見送られているのは性差別によるものだとして、長年勤務する女性社員が、人事担当役員に対し管理職への昇進と賃金の差額の支払いを求めた。

③セクシャルハラスメント

ある部門の女性社員が一斉に退社する事件があった。それらの社員は退社の理由をその部門の男性社員のセクハラに耐えられなくなったためとし、そのような職場環境を改善しなかった担当取締役に対し、他の職が見つかるまでの経済的損失の賠償を求めた。

(*)雇用慣行賠償責任保険(EPLI)と補償が重なる場合があります。その場合は、支払いを優先すべき保険契約をご契約時に決定いたします。

11. 想定される事故事例(3)－顧客・取引先などからの請求－

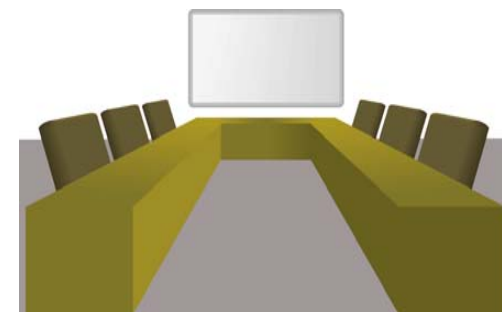
第三者（顧客、取引先、競合他社など）からの請求

①契約紛争

売買契約上のトラブルが発生し、契約の相手先より、不当な取引により損失が発生したとして、営業担当取締役に対して逸失利益についての賠償請求があった。

②合併事業での紛争

合併にて事業を推進する計画が外部に漏れてしまった。合併の相手先より、守秘義務違反を理由として、その計画の担当取締役に対し、損害賠償の請求がされた。



12. 保険料の税務処理(1) -会社における保険料の税務処理-

会社における保険料の税務処理

会社役員賠償責任保険(D&O保険)の保険料は、基本部分の保険料(株主代表訴訟などで被保険者が敗訴し、会社に対する損害賠償責任が認められた場合に被保険者が被る損害は対象外)と株主代表訴訟補償特約(株主代表訴訟などで被保険者が敗訴し、会社に対する損害賠償責任が認められた場合に被保険者が被る損害を補償)の保険料から構成されます。

※このような構成となる理由については、P.17をご覧ください。

このうち、基本部分の保険料について会社が負担した場合は、経費として損金処理できます。株主代表訴訟補償特約の保険料については、会社法上の問題を配慮し、役員の個人負担となりますが、その保険料を会社負担とした場合には、役員個人に対して経済的利益の供与があったものとして給与課税が必要となります。

上記を簡単に整理すると次のようになります。

	保険料負担方法	会社の経費処理	役員個人への給与課税
基本保険料	会社が保険料を負担	損金処理可能	給与課税不要
特約保険料	役員報酬として処理	損金処理可能	給与課税必要
	役員個人から徴収		

12. 保険料の税務処理(2) -役員間での保険料配分-

株主代表訴訟補償特約保険料の役員間での配分

株主代表訴訟補償特約の保険料の役員間での配分は、合理的な基準により行うことが必要です。合理的な基準によらず恣意的な配分を行った場合には、役員間での贈与があったものとみなされる可能性があります。役員間における保険料の分担方法で税務当局が妥当と認める方法の主なものは次のとおりです。

①役員間で均等に分担する方法

無報酬またはわずかな報酬しか得ていない取締役にまで均等に負担させることが適当でないと認められる場合には、その取締役への配分割合を縮小または配分しない方法を含みます。

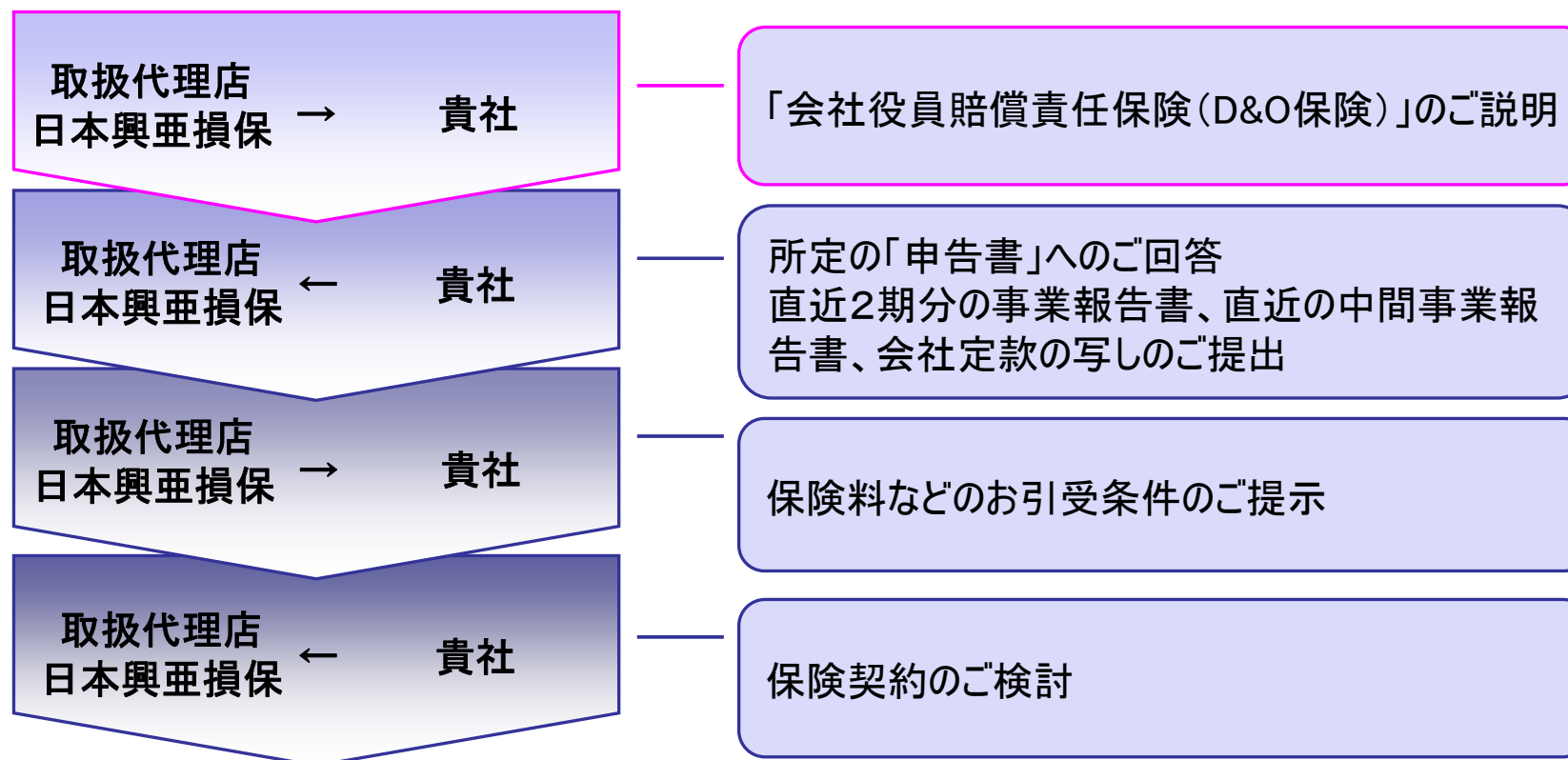
②役員報酬に比例して分担する方法

③会社法上の区別に負担する方法

会社法に定められた代表取締役、取締役、監査役、会計参与ごとにそれぞれの役割に応じた配分を行うものです。なお、すでに退任した役員にまで配分する必要はありません。役員報酬として処理する場合の配分の決定手続きは、通常の報酬配分の決定手続きにより行うことをお勧めします。

13. ご契約までのフロー

保険料などのお引受条件は、貴社の業種、総資産、経営状況などを総合的に勘案したうえで、ご案内させていただきます。ご契約にあたっては、所定の申告書へのご記入および次の資料のご提出をお願いします。



ご契約の締結

おわりに

●ご契約時における注意事項(告知事項)

ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。貴社および被保険者には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「契約申込書の記載事項」および「会社役員賠償責任保険申告書の記載事項」となります。告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険で保険金をお支払いする可能性のある事由が発生した場合のお手続き

○ただちにご連絡ください。

万一この保険で保険金をお支払いする可能性のある事由が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- ・取扱代理店
 - ・最寄りの日本興亜損保【受付時間：平日の9:00～17:00(土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)】
- * ご連絡先は、ご契約後に郵送する保険証券に記載しています。

○必ずご相談ください。

損害賠償請求権者(被害者)からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されると、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

○この保険で保険金をお支払いする可能性のある事由が生じたことのご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。

○損害賠償請求の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について

この保険で保険金をお支払いする可能性のある事由が発生した場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。

○保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

- 保険料(分割払の場合は第1回保険料)はご契約と同時に お払い込みください。保険料をお払い込みいただいた際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでご確認ください。なお、ご契約期間(保険期間)が始まった後でも、保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- このご案内に記載された内容を必ず被保険者にもお読みいただくようお願いいたします。
- このご案内は、会社役員賠償責任保険(D&O保険)の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、契約申込書とともに お渡しいたします「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
- ご契約手続その他ご不明な点につきましては、下記の取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険証券はご契約後にご契約者宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までご連絡ください。

以上